

令和 8 年度 浦添市観光振興計画推進事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

本事業の公募手続きは、沖縄振興特別推進交付金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。
したがって、交付申請等の手続きの関係上、プロポーザルを延期又は中止する場合があることに留意すること。

1 趣旨

本市の観光の現状や課題、動向を踏まえて策定された「第 2 次浦添市観光振興計画」の着実な推進に向け、計画の初年度として、計画に掲げる重点項目を踏まえ、観光振興に資する具体的な取組を企画・実施することで、地域経済の活性化と市民生活の質が調和した持続可能な観光振興の土台を構築することを目的とし、観光振興計画推進事業業務委託の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

2 業務概要（業務委託概要）

別添の令和 8 年度浦添市観光振興計画推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 業務委託の期間

契約締結の日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

4 契約限度額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

5 応募資格要件等

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人であって、以下の①から⑨までの条件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- ② 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 企画提案書応募申込書の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの期間において浦添市及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- ⑦ 労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険の制度があること。
- ⑧ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
- ⑨ 別添「仕様書」に定める内容を遂行できること。

- ⑩ 過去3年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- ⑪ 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての構成員が①～⑦の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者全体で⑧～⑩の要件を満たす者であること。

6 委託候補者の選定に係るスケジュール（予定）

募集及び質問受付の開始	令和8年9月9日（水）
質問提出期限	令和8年9月18日（金）
参加申込書及び企画提案書の提出期限	令和8年9月29日（火）16時まで
プレゼンテーション及び審査会の実施	令和8年10月7日（水）
選定結果の通知	令和8年11月6日（金）
契約締結	令和8年11月上旬

7 応募の手続

- (1) 募集要領等の掲載
- ア 掲載期間：公告の日から令和8年9月29日（火）16時
 - イ 入手方法：浦添市ホームページからダウンロード
- (2) 企画提案書等の提出について
- ア 提出期限：令和8年9月29日（火）16時
※提出期限後の提出については、受付いたしません。
 - イ 提出書類：「9 提出書類」に定める書類
 - ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。持参の場合、休日を除く9時から16時まで。郵送の場合は提出期限当日必着。
 - エ 提出先：
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号 5階
浦添市 市民部 経済文化局 観光振興課（担当：豊川）
TEL：(098) 876-1246
MAIL：kanko@city.urasoe.lg.jp

8 質問受付

- (1) 受付期間：令和8年9月18日（金）16時まで
- (2) 質問方法：質問書【様式5】を電子メールにより提出すること
- (3) 回答方法：質問の内容及び回答に関しては、浦添市 HP にて随時掲載

9 提出書類

- (1) プロポーザル参加申込書【様式1】 ----- 1部
- (2) 企画提案書 ----- 7部
- (3) 実績書【様式2】 ----- 7部
- (4) 会社概要【様式3】 ----- 7部
- (5) 見積書（1部は原本とし、残りは写し可。） ----- 7部
- (6) 定款又はそれに代わるもの ----- 1部

- (7) 貸借対照表（直近事業年度に係るもの。写し可）----- 1 部
 (8) 納税証明書-----各 1 部
 ※国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、地方税（都道府県税及び市町村税）の滞納がないことを証明できるもの。地方税については、本社所在地に係るものに限る。
 (9) 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書----- 1 部
 (10) 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書----- 1 部
 (11) 委託業務共同企業体協定書（複数の企業で申込の場合）【様式 4】----- 1 部
 ※ (8) ～ (10) の各種証明書は 3 ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

1 0 企画書の作成要領

- (1) A 4 版（色刷り可）を基本とし、必要に応じて縦置き及び横置きを可とする。
 (2) 文章を補完するためのイラスト・イメージ図等の使用は可能とする。
 (3) 企画提案書は表紙・目次を除いて通し番号によるページを付すこととし、15 ページ以内にする。
 (4) 企画提案書は以下ア～キの項目について、本業務委託仕様書に沿った内容とすること。
 ア 事業全体の概要（業務に対する基本的な考え方）
 イ 実施体制・実績
 ウ 作業工程（事業スケジュール）
 エ 現状把握・企画検討
 オ 観光展開モデルの具体的な企画・実施
 カ 地域連携・情報発信について
 キ 成果指標（KPI）を含む効果検証と次年度以降の展開

1 1 審査方法

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、浦添市観光振興計画推進事業業務委託に係る受託者選定委員会（以下、選定委員会という）による審査を行う。

- (1) 日時：令和 8 年 10 月 7 日（水）午後を予定
 (2) 集合場所：浦添市役所 5 階 観光振興課
 (3) プレゼンテーション及び審査会内容
 ① 発表時間：20 分以内 ② 質疑時間：10 分程度
 ・発表は提出した企画提案書の説明を行うものとする。
 ・会場への入室は、説明者を含めて 3 名までとする。
 ・事前に提出した企画提案書以外の追加資料の配布・投影は原則禁止とする。
 （・①②の他、機材準備及び片付けのためにそれぞれ 10 分間ずつ設ける。）
 (4) 使用機材
 プレゼンテーションに必要な機材類は、モニターを除き、提案者が準備すること。事前に機材の確認をしたい場合は、事務局と調整すること。

1 2 評価基準

評価項目		評価基準	配点
提案内容	①提案内容（モデル事業）	浦添市の地域特性や重点項目を踏まえ、具体性・独創性・効果が期待できる提案か	15
	②提案内容（地域事業者等との連携）	地域事業者、関係団体、市民等との連携が効果的で、地域一体となった計画推進につながる提案か	10

	③情報発信	モデル事業や関連する観光資源の情報発信について、ターゲットや発信方法が的確に示されているか	5
	④効果検証・KPI	提案内容は計画のKPI達成に具体的に結びついているか データの収集や成果把握の方法が具体的かつ適切に示されているか	15
	⑤次年度以降の発展性	実証結果を継続・改善・拡大につなげる展開方策が示されているか	5
	⑥積算額の妥当性	必要最小限の経費で最大限の効果をあげられる提案となっているか	5
業務実施体制・実績	①業務実施体制	責任者・担当者・補助者の役割が明確で、十分な人員が確保されているか	10
	②履行能力	会社概要（所在地、自己資本比率、従業員数）から履行能力はどうか 市内に本社もしくは支店または営業所を有しているか	5
	③同種・類似業務等実績	企業及び担当における同種又は類似する業務についての実績	10
能力 業務執行	①業務の理解度・実現性	計画及び本業務の目的、計画初年度としての位置付けを的確に理解しているか	10
	②作業工程	業務スケジュールが具体的で、各工程の期限・成果物が明示された実現性が高いものか	10

1 3 契約相手方の決定

- (1) 提案書及びプレゼンテーションの内容等を総合的に評価し、事務局で設定する最低基準点以上の評価を得たもののうち、点数が最も高い応募者を随意契約の相手方となる優先交渉権者とする。最高点の者が複数者いる場合は、選定委員会における合議により優先交渉権者を特定する。
- (2) 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。
- (3) (2)の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きを行う。交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行う。
- (4) 契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。

1 4 審査結果の通知

審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送する。優先交渉権者、次点交渉権者については、名称を浦添市公式ホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

1 5 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

- (1) 提出書類の期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったと認められる者。
- (3) 提出された「見積書」が契約限度額 4,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）を超える金額内容であった者。
- (4) 選定委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正

- な接触の事実が認められた者。
(5) 実施要領に違反すると認められた者。

1 6 その他

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
(2) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
(3) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
(4) 本業務委託の仕様及び実施条件については、別紙の仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者協議の上定めるものとする

1 7 問い合わせ先

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号 5階
浦添市 市民部 経済文化局 観光振興課 (担当：豊川)
TEL：(098) 876-1246
MAIL：kanko@city.urasoe.lg.jp